

注連縄と七五三縄

東北歴史博物館

笠原 信男

はじめに

注連縄は「神前や神事の場にめぐらして、神聖な場所と不浄な外界とを区別するのに用いる。また、新年に門口に張ってわざわいの神が内に入らないようにとの意を示すもの。わらを左^{ひだりよ}縋りにし、わらの茎を三筋^{みすじ}、五筋、七筋と順次に縋り離して垂らし、その間々に紙四手をはさんで下げる」⁽¹⁾祭具である。近頃はあまり使われないが、「しりくめなわ<尻久米縄・端出縄>」⁽²⁾ともいわれていた。

身近な祭具として誰もが知っているにもかかわらず、その由来・微妙なニュアンスとなると明確でないことがあるので、今回、テーマとした。なお、以下、この原稿では、「しめなわ」を一般的に表わす際は「注連縄」を用いる。

1 注連縄の起源とされる話

神話において、高天原・天上界で、天照大神が岩戸に籠り、外で神々が楽しく歌い踊っている様子を不思議に思った大神が岩戸を少し開けたところに、手力男命が手を取って、外に連れ出し、岩戸の入り口に縄を張る。これが注連縄の起源とされる。

(1) 『古事記』の注連縄<尻久米縄>

「(高天原で)天照大御神はいよいよ不思議に思って、少しずつ戸から出て鏡に映ったお姿をのぞき見なさるその時、脇に隠れ立っていた天手力男神^{あめのたじからおのかみ}がそのお手を取って外へ引き出すと、すぐ、布刀玉命^{ふとだまのみこと}が尻久米縄^{しりくめなわ}を天照大御神のうしろに引き渡して、「これから内へおもどりになることはかありません」と申し上げた」⁽³⁾。

「しりくめなわ」は、辞典では「(くめは籠^{こめ}で、わらのしりを切り捨てないでそのままこめ置いたなわの意)上代、縄を引き渡して、内側にはいることを禁じ、清浄な地を区画^{しるし}する標としたもの」⁽⁴⁾とされる。

縄の始めの縄頭^なと縄の終わりの縄尻^{なわがしら}を残した縄である。この尻久米縄を岩戸の入り口に張って、天照大神を岩戸に戻れなくして、高天原での大神の活動を制限した。

(2) 『日本書紀』本文の注連縄<端出之縄>

「(天上界で天照大神は)御手で細目に磐戸を開けて外をうかがわれた。その時、手力雄神^{なかとみのかみ}はすぐ天照大神の御手をお取りし、引いてお出し申し上げた。ここに中臣神・

忌部神はただちに端出之繩しりくめなわを引いて境界とした。〔繩はまた左繩端出という。ここでは斯梨俱梅灘波しりくめなわと云う〕。そして請うて、「二度とこの中にお還りなさいませ」と申し上げた⁽⁵⁾。

『古事記』の布刀玉命と『日本書紀』の忌部神は同一神である。この神と中臣神あめの(天津児屋命)がただちに端出之繩しりくめなわを引いて、天上界での大神の活動を制限した。その繩は左繩、すなわち、ふつうの右縋いで作る右繩ではなく、敢えて左縋いで作るもので、さらにふつうは切り揃えて残さない、繩頭と繩尻を残した繩が端出之繩である。

(3) 『万葉集』の注連繩<標繩>

奈良時代に編纂された『万葉集』では「標繩」が詠われている。「標」は「しるし。しるす。あらはす。あげる。高くあらはす」等の意味があることから⁽⁶⁾、「標繩」は神の存在の表す目印として掲げた繩ということになる。

「卷第十(冬の雑歌)2309で、譬喩歌として「祝部等之 齊經社之 黄葉毛 標繩越而 落云物乎」とある。「祝部はふりらが齋いはふ社やしろのもみちぼ葉しめなわも標繩越えて散るといふものを(作者未詳)」という読みで、神官たちが潔斎して清浄を保ち大切に守る社の黄葉もみじばさえ、その結界のしめ繩を越えて散るといふものである。厳しい親の監視下におかれて、外部の男性との接触を許されていない女性に逢い引きを求める歌で、御神木の黄葉であっても結界を越えるのだから、あなたも私に逢って欲しい、ということで、親が大切に守って家の外に出さない女性と、神職が齋きまつるもみちの御神木が比喻によって重ねられている⁽⁷⁾。

注連繩は「標繩」として表記されている。御神木に廻っていたのであろうか。もう一つある。飛鳥時代に額田王が「天皇大殯之時」に読んだ歌(151)がある⁽⁸⁾。

「如是有乃<懷>知勢婆 大御船 泊之登萬里人 標結麻思乎」

「かからむと かねて知りせば 大御船 泊てし泊りに 標結はましを」

「こうなること(天皇崩御をさす)をあらかじめ知っていたら、大君のお船が泊まった湊しめなわに、標繩を張っておけばよかったのに」

船が港を去ることを天皇崩御の比喻としており、崩御して去らないように標繩を張っておけば、崩御した天皇を乗せた船が港を越え出ないように留めておくことができたのにと、天皇崩御を悔やんだものである。

(4) 『顔之家訓』(顔之推ちゆうれん著)の注連繩<注連>

『顔氏家訓』は中国・南北朝時代の学者、顔之推が西暦600年頃に子孫への戒めとして記したもので、儒家思想・仏教思想をまじえ、官界で生きていくための教訓などが記されている。日本にも奈良時代には伝来していたようで、遣唐留学生として唐に10数

年学び、帰国後は学者・政治家として活躍した吉備真備きびのまきびが宝亀元年(770)頃に撰述した家訓書『私教類聚しきょうるいじゅう』は、『顔氏家訓』を模倣して作られたものとされる⁽⁹⁾。

『顔氏家訓』にある「注連」は以下である。

「第六章みだしなみ論(風操第六) 六六 死霊しりょうの迷信

民間の下らぬ書物の類に依ると、死者の霊は一定の日が経つとさまよい帰って来るものだという。その時には、死者の子孫たちが怖がって逃げ出し、家の内に落ちついているところではない。家人らは瓦や符ふだに絵や文字を書いて、おまじないとする。葬送の執行される日には、門前に火をもやし、家の外がわにはずらっと灰をまき、家に迷いこんだ死霊を追い払い、[再びそれが侵入しないように]断ち切る印に注連ちゅうれんを張りめぐらす。かかる種類こわのことは、すべて有情ゆうじょう(正常な人情)からは程遠いものであり、さればこそ、正しい学問をした教養ある人が、けしからぬことだと言って指弾するのであり、その非難の論は誠に当然と思われる⁽¹⁰⁾。

「断ち切る印に注連を張りめぐらす」の原文は「章断注連」とあり、平凡社東洋文庫本の注は「シメナワをマジナイに張りめぐらすことか」⁽¹¹⁾としている。講談社学術文庫本は「葬式の日には、門前で火を焚き、戸外に灰をまき、霊魂を祓い出し、断ち切るまじないとしてしめ縄を張る」⁽¹²⁾と訳している。

平安時代の承平年間(931~938)に源順みなものしたごうが編纂した辞書、『和名類聚抄』に、『顔氏家訓』にある「注連」の和名が記されている。なお、同書には十巻本と廿巻本があり、廿巻本の「注連」の記述もほぼ同じである⁽¹³⁾。ここでは十巻本を記す⁽¹⁴⁾。

「(十巻本)注連 『顔氏家訓』云注連章断。師説、注連之梨久倍奈波。章断之度太智。『日本紀私記』云端出之縄。読與注連同(卷五 調度部 祭祀具 蘿蔓)」

「注連 『顔氏家訓』が云う注連章断について、師の説は、注連を之梨久倍奈波、章断しとだちを之度太智とする。『日本紀私記』云う、端出之縄にほんぎしきの読みは注連と同じ」

「章断 しとだち」を現在の国語辞典で見ると「葬送の時、死霊が帰ってきて家の中にはいるのを断つために、出棺のあと門戸にしめ縄をひきわたすこと。また、そのしめ縄」⁽¹⁵⁾とあり、意味は『顔氏家訓』の「章断」と同じである。

2 注連縄の種類と構造

(1) 注連縄の表記とその意味

漢字では「注連縄」のほか「標縄」、「占縄」、「メ縄」、「七五三縄」とも表記される。「しめなわ」は日本の言葉と思われ、それを漢字で表す際の微妙なニュアンスにより、このように多くの表記が生まれたと考えられる。しかし、どの表記が正しく、どの表記が間違っているということではない。

「標縄」は『万葉集』の「標縄」で述べたように、神の存在の表す目印として掲げた

縄で、神のいる場所を示す目印・標示であると思われる。

「占縄」の「占」は「うらなう」のほかに「しめる(占有する)」の意味があることから(16)、神が占有している場、神のいる聖域を示す縄ということになろう。「メ縄」の「メ」は和製漢字(国字)で、「占め」の意味でも使用されることから、「占縄」と同様の意味で用いられたと思われる。

「七五三縄」は、軸部から^{しめ}の子と呼ばれる藁の^{しで}幣を七本、五本、三本と垂下させた縄で、「七五三縄」の表記は当て字である。七、五、三は陽数(奇数のこと)であることから、神聖な所に陰の気が入らないように封じるという陰陽道の考え方がその背景にあると思われる。すなわち「七五三等の規範は陰陽道の入りたる後、此に習合して後、遂に固定せるものならんか」と考えられ⁽¹⁷⁾、民間の宗教者が陰陽道の神々の祭祀に関わるようになる平安時代後期以降に用いられた可能性がある。

「注連縄」と書いて「シメナワ」と読むのは当て字で、字そのものは古代中国の史料に出てくる「注連」から採っていると考えられる。『顔氏家訓』の「注連」は、前述したように、出棺後に死霊・亡鬼が家に還って、「子孫を害する」⁽¹⁸⁾ことがないように、家の入り口に張る縄である。その字義を見ると、「注」は「(水を)そそぐ」、「連」は「つらなる」で、「注連」は死霊・亡鬼の侵入を防ぐために家の入り口に、「水を注いで清めて連ね張る縄」⁽¹⁹⁾となり、これが古代中国における「注連」である。

わが国で「注連縄」表記が一般的になったのは、人に危害を加える悪鬼の侵入を防ぐものとして「注連」を受け入れ、さらにそれが神の存在を標示する「標縄」、神の聖域を示す「占縄」よりも重視された歴史を語っている。これらには陰陽道・仏教(密教)・修験道の民間信仰への浸透が密接に関わっていると思われる。

(2) 注連縄の縄(軸部)の形状

① 鼓胴注連^{つづみどう じめ}

両端が細く、中央が太い注連縄をいう。この形は大きいので、神社の鳥居や拝殿の前扉前にかけられることが多く、一般には用いない。

② 大根注連^{だいこん じめ}

縄頭が太く、縄尻に行くにしたがって徐々に細くなった、大根のような形をした注連縄をいう。東日本に多いとされる。向かって右に縄頭、左に縄尻を飾ることを「入船」という。これはお金や福、人を呼び込む設置方法という。向かって左に縄頭、右に縄尻を飾ることを「出船^{でふね}」といい、お金や人が出て行き易くなるように願う際に置くという。一般的に家は入船で設置するが、サラリーマンなど外で稼いで出世を望む家では出船で設置するとされる。

③ 牛蒡注連^{ごぼう じめ}

縄頭から縄尻近くまではほぼ同じ太さだが、縄尻を細くしたもので、牛蒡のような形をした注連縄をいう。西日本で多いとされる。

この形は正月に家の神に奉るしめ飾りに用いられる。この正月飾りには、しめ縄に神を示す紙垂かみしで、夫婦円満(葉が左右対称)・長寿(裏が白=共に白髪)を表すウラジロ、子孫繁栄を願うゆづり葉、代々栄えることを願うダイダイ(ミカン)、宮城県では昆布や松葉などもつける。新年に内側に邪気が入らないように、あるいは歳神様が安心して降りて来ることができるようにというものである。

④前垂注連まえだれ しめ

縄頭と縄尻の区別がなく、細く均一な注連縄をいう。最も一般的なもので、家庭の神棚、地鎮祭、御神木などで用いられる。

⑤シリクメナワ・シリクベナワ

縄頭と縄尻を残した左縄で、文献上に見える注連縄、今は一般にはほとんど使われていない。奈良時代から平安時代前期ではシリクメナワ、以後の文献ではシリクベナワである。記紀でシリクメナワを引いた布刀玉命いんべのかみ(忌部神)の子孫いんべのひろなり、斎部広成が一族の伝承等を平安時代初期の大同 2 年(807)に編纂した『古語拾遺』にその古語が記されている⁽²⁰⁾。

「則ち、天児屋命・太玉命ひの みつな、日御綱しりく めなわ(今、斯利久迷縄といふ。是、日影の像なり。)を以て、其の殿に廻懸らし、大宮売神をして御前に侍はしむ。」

シリクメナワはかつてヒノミツナといわれ、それは日影の像とする。天照大神の日の像かたを表わす鏡に対して影の像を示しているということである。同様の記述は、『古語拾遺』の直後、大同 2 年(807)から貞観 10 年(868)の間に物部氏が著したとされる『先代旧事本紀』にもある。「八咫鏡やたのかがみを「日像の鏡」とし、「天児屋命・天玉命ひの み、日御綱つなを以て、其の御後の界みうしろに廻懸らし、以て端出之左縄とす」⁽²¹⁾としている。

平安時代前期の承平年間(931~938)に編纂された『和名類聚抄』はシリクベナワとし、ほぼ、同じ頃、承平 5 年(935)正月元日の様子を表わした紀貫之の『土佐日記』もシリクベナワで⁽²²⁾、一字だが名称に変化が見られる。

「(承平 5 年[935]正月元日)[けふは都のみぞ思ひやらる。小家こへ(町々の小さな家)の門の端出之縄の鮠かしら(ボラ)の頭、終ら、いかにぞ]とぞいひあへなる」

このシリクベナワはヒイラギにボラの頭で、今日、節分に焼いたイワシの頭をヒイラギの枝を家の玄関に挿した魔除けと同じである。シリクメナワは平安時代前期、魔除けの呪具にもなり、聖域を示す縄の語は注連縄や七五三縄へと変わったのであろうか。

3 標縄から注連縄

注連縄は神社との関りで考えることが多い。その観点からすれば、「神前や神事の場にめぐらして、神聖な場所と不浄な外界とを区別するのに用いる」⁽²³⁾ものであるから、

神をまつる場を清浄に保つために注連縄が張られることになる。ただし、注連縄は、「新年に門口に張ってわざわいの神が内に入らないようにとの意を示すもの」⁽²⁴⁾でもある。一般の家でも正月に飾られる。日常生活が行われる家で、特別な日に飾られる注連縄は、清浄を保つためのものというより、飾る場所により、神が依りつく場を明示するものであり、また、家に邪鬼・悪鬼が入るのを阻止して、神々と人を護るための呪具でもある。

死者の肉体から離れた霊が家に入り込むのを防ぐ、古代中国の注連は、後者の意味での注連縄である。朝鮮半島中南部にも、かつてはこの注連縄があった。「朝鮮のしめなわは禁縄(クムチュル)といふが、これは文字通り、不浄神聖(鬼)を禁忌する縄といふ意味」⁽²⁵⁾で、「新しい稲の藁を使ひ、普通は二條^{にじょうな}縋ひで、而も左縋ひ」⁽²⁶⁾の縄にて、それに「青松葉・青笹葉などを下げることもあり、或はその近所に黄土または赤土、或は白砂を撒き、或は清水を供へる場合」⁽²⁷⁾もあった。禁縄の近くに黄土や赤土、白砂を撒くのは、古代中国で「屋家の外がわにはずらっと灰」⁽²⁸⁾をまくのと共通する。

例えば出産の際に張られた禁縄(クムチュル)は「外部からの不浄や悪鬼の侵入を防ぎ、生まれた子供をそれらから守るためのもので、家族以外の人々はクムチュルが掛けられている間は、その家への立ち入りが禁じられた。この時の禁縄(クムチュル)には松葉や炭とともに、生まれたのが男児なら「赤トウガラシ」、女児なら「白紙」が付けられ「生まれた子供の性別を部外者に表示した」⁽²⁹⁾という。さらに「牛豚が^{ふる}出産の時、門に低く禁縄を張って、これに生松葉・古草鞋^{わらじ}をはさ」⁽³⁰⁾んだ。また、「共同井戸を新設する時」や「井戸替の時」、「醤油や味噌をつくった場合」、「お正月には餅がよく煮えるやうに注連縄を張る所もある」⁽³¹⁾という。「祭の供へ物を調理する場所」、「神饌を作るために使ふ井戸」、「村の入口にも張り、丁寧な所では、村の周りに全部張り廻らす。或は村中一軒一軒毎」にも張った。朝鮮半島中南部では

	飾る場所	数	備考
母屋	トシガミサマ	2	デイの床の間
	神棚	9	エビスダイコク・金毘羅・稲荷等
	カマ神	1	ニワ
	オスイジンサマ	1	ダイドコロ
	オドウスアマ	1	オスイジンサマの隣り
	ダイドコロ西の棚	2	餅・ご飯もあげる。
	便所	1	最後に飾る。ここだけ一年中飾る。
	箆笥の引出し	10	
	周囲の柱と柱の間	18	
	井戸	1	
	作業場	1	
	イナゴヤ入口	1	
	来年の種籾	1	
	計	49	

加美郡加美町切込地区における正月の注連飾りを飾る場所

東北歴史博物館編『東北地方の信仰伝承』より

「かういふやうに禁繩を張って不浄」⁽³²⁾を拂っていた。

正月に鬼を避けるため、門に繩を置くことは、6世紀の中国・揚子江中流域の年中行事を記した書、『荊楚歳時記』に出ている。この書の注は7世紀の初め頃に付けられたとされるが、その注に「是において県官(県の官吏)、臘徐(12月大晦日)の夕を以て(門前に)桃人(桃で作った人形)を飾り、葦索(葦で作った繩)を垂れ、虎を門に画くは、前事(なら)に効うなり」⁽³³⁾とある。前事について「桃は鬼の悪むところ、画きて人首を作り」、鬼を「縛るに葦索を以てし、執えて以て虎に食わしむ」とある。

宮城県では子供の出産、牛馬の出産、祭の調理場所等に注連繩を張ることはないが、正月は屋敷内の神様がいる場所、各建物、井戸、餅搗きの臼などにしめ飾り、注連繩を設える。加美町切込地区では、母屋の柱ごとにも飾る⁽³⁴⁾。この注連繩は神社に象徴される、神聖な範囲であることを示す標繩よりも、古代中国の注連、朝鮮半島中南部に見られた禁繩と同様、悪鬼の侵入を防ぐものである。日本でも、悪鬼の侵入を防ぐために「シメナワ」を張るといふ考えが広まった時期があり、その折にそれを「注連繩」を記すようになり、やがてそれが普及したと思われる。

4 盆の注連繩

正月に迎える年神の棚や家の神等に、注連繩の一種、しめ飾りを用いることはよく知られている。同様に先祖の魂まつりとされる盆の棚には注連繩を張らないのであろうか。現在、神仏は分離され、正月は神を迎える神道と関りの深い民間行事、盆は先祖を迎える仏教と関りの深い民間行事と解されるか、古くは同じような行事であったと仮定すると、盆にも悪鬼・悪霊の侵入を防ぐ注連繩があった可能性を探るべきと思われる。

そうした見方をもって、盆棚飾りを考えると、棚の周囲に繩を張り(県北部)、あるいは棚の前に鳥居や門のように竹をわたして(県中南部)、それに茄子(青)・酸漿(赤)・素麵(白)・昆布(黒)・唐黍(黄)・胡瓜(緑)など、五行色(青・赤・白・黒・黄)にちなむと思われる夏野菜等を下げたものが、盆に特化した注連繩ではないかと考える。繩や棚前の、水平にわたされた竹は注連繩の繩(軸部)、夏野菜等は注連繩から下がった子に相当するのである。

県内で用いるワラやアサ、フジツルに対して、関東地方ではチガヤが使われる。

「四隅に竹を1本ずつ立てて、それぞれの竹の上部に左 緋のチガヤの繩を張り廻らします。そして、この繩には稲・陸稲・麦・柿・ホウズキ・インゲンなど、家々で穫れた作物を吊るします」⁽³⁵⁾。

チガヤは古代中国の『荊楚歳時記』で、鬼を縛るのに用いられる葦索と同種であり、より一層、盆の繩が「注連」繩である可能性が高い。

地区	軸の素材	場所	内 容
南三陸町戸倉	縄	四辺	棚には笹の付いた竹を四本立て、縄を張りわたして、地藏紙7枚とボンメ(昆布)をはさむ。桔梗・アワバナ(おみなえし)は盆棚の竹に結びつける。
石巻市雄勝大浜	フジツル	四辺	四隅に竹を立て、フジツルで繋ぎ、南無釈迦牟尼仏の紙札をフジツルに付ける。
石巻市北上橋浦	小手縄(細い麻縄)	四辺	四隅に竹を立て、小手縄か細い麻縄を回す。縄に南無阿弥陀仏の札を正面3枚、両側面に1枚づつ垂らす。右側面には提燈とコンブも付ける。
栗原市金成長根	小手縄(細い縄)	前一边	両側に竹を立て小手縄(細い縄)をわたし、竹に昆布と盆花を結びつける。
栗原市栗駒文字	縄	前一边	盆棚の前に笹竹を2本立て、色紙を切った短冊を飾る。竹に縄を張りわたして若布・ササゲ・茄子・酸漿をはさむ。
色麻町高城	若竹	前一边	若竹を門型に立て、酸漿・茄子・胡瓜・ささぎなどを下げる。
	笹竹(墓の前)	前一边	(8月)13日午後、墓の前に篠竹を2本立て、竹をわたし門型にして昆布と素麺を掛ける。茄子と胡瓜を細かく刻んで米と混ぜたものを露の葉や笹の葉に盛って墓に供える。
大和町吉田	竹	前一边	台の両側に竹を立て横にも竹をわたし昆布・素麺・茄子・胡瓜・酸漿・林檎・柿・桃などを下げる。
仙台市若林区深沼	毎年の竹	前一边	棚の上に毎年同じ竹をわたし、茄子・胡瓜・酸漿・南蛮・茗荷・お茶の実・山椒の実・キナス(梨)などをコヨリに別々に結び振り分けに下げ、さらに昆布・素麺を掛ける。
名取市愛島	笹竹	前一边	台をおき、笹竹を門のように立て、胡瓜・茄子・柿・酸漿・ささぎ・昆布・掛け素麺などを糸で吊るす。
村田町菅生	竹	前一边	棚の前に竹を鳥居のように立て、茄子・胡瓜・昆布・唐黍などを吊り下げる。
亘理町逢隈	新しい竹	前一边	棚の前に今年生えた新しい竹を門のように立て、胡瓜・茄子・酸漿・唐黍・昆布などをさげ、提燈を吊るす。
白石市犬卒塔婆	新しい竹	前一边	今年生えた新しい竹を立て、それに檜の木の葉と付け木を両側から割り竹ではさんだものを下げ、ボンメ(昆布)・素麺・唐黍・胡瓜・ささぎなどを供え提燈を下げる。

県内の盆棚における注連縄

東北民俗の会編『陸前の年中行事』萬葉堂書店・東北歴史博物館編『東北地方の信仰伝承』より

色麻町高城では盆棚だけでなく、8月13日の午後、墓詣りに行き、墓の前にも篠竹を門型において、昆布と素麺そうめんをかける。これも悪鬼や邪霊から先祖の霊を護るための注連縄と思われる。

墓に注連縄を張る行事に、愛媛県東部の東予・中予地方等で12月に行われる巳正月みしょうがつがある。これは12月最初の辰の日(今年は12.9)の深夜から巳の日または巳の日から午

の日に行われる。墓に左縄の注連縄を張り、餅やミカンを供え、藁を燃やしてあぶった餅を参会者一同で共食し、当年に亡くなった死者の喪明けとし、清らかに新春を迎える行事である。

おわりに

ふだん身近にある注連縄もいろいろと調べてみると、わからないことが多い。一応、これまでのことをまとめると以下になる。

- ・注連縄に多い大根注連や牛蒡注連は、^な縄い始めの^{なわがしら}縄頭と^{なわじり}縄尻を残した左縄で、これはシリクメナワの形である。
- ・シリクメナワは天照大神の、日の像を表わす「八咫鏡」に対する日影の像を標示するものである。
- ・標縄は神や神のいる場所を示す目印・標示である。
- ・占縄・メ縄は神が占有する区画・場所を示すものである。
- ・「注連縄」は人に危害を加える悪鬼の侵入を防ぐものである。
- ・注連縄・七五三縄と書いて「シメナワ」と読ませるのは標縄・占縄・メ縄の当て字である。
- ・当て字の注連縄・七五三縄の受容、さらには表記が注連縄に代表されるようになった背景には、仏教(密教)・修験道等を通した陰陽道思想の民間信仰への浸透が考慮される。

今回、奈良時代の標縄を含む同種の縄がどんな歴史をたどって、注連縄になったかに触れることができなかった。これについては仏教や修験道と注連縄の関係も視野に入れる必要があると考えている。そこで、本講座の最終回に予定している「^{かんじょう}灌頂と正月の門松」(11月2日)で、両者を合わせて検討したい。

注

- (1) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典第二版 第六卷』小学館 1972年 p 1042
- (2) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典第二版 第七卷』小学館 1972年 p 457
- (3) 山口佳紀・神野志隆光『新編日本古典文学全集 1 古事記』小学館 1997年 p 67
- (4) 注(2)文献 p 457
- (5) 小島憲之他校注・訳『新編日本古典文学全集 2 日本書紀』小学館 1994年 p 78・79
- (6) 諸橋轍次『大漢和辞典 縮寫版 卷六』大修館書店 1957年 p 527
- (7) 佐竹昭広他校注『万葉集(三) 卷第十(冬の雑歌)』岩波文庫 2014年 p 224・225
- (8) 佐竹昭広他校注『万葉集(一) 卷第二(挽歌)』岩波文庫 2013年 p 156

- (9) 瀧川政次郎「私教類聚の構成と顔氏家訓」『日本法制史研究』名著普及会 1941 年 p 758~790、
初出は『史学雑誌』第 41 編第 6 号 1930 年
- (10) 顔之推著・宇都宮清吉訳注『顔氏家訓 I』平凡社東洋文庫 1989 年 p 84・85
- (11) 注(10) 文献 p 84・85
- (12) 顔之推著・林田慎之助訳「訳文」『顔氏家訓』講談社学術文庫 2018 年 p 47・48
- (13) 京都大学文学部国語学研究室編『諸本集成 和名類聚抄[本文編]』臨川書店 1968 年 p 702
- (14) 注(13) 文献 p 243
- (15) 注(1) 文献 p 895
- (16) 諸橋轍次『大漢和辞典 縮寫版 卷二』大修館書店 1956 年 p 611・622
- (17) 今村鞆「朝鮮の禁忌繩に関する研究(抄)」『扇 左繩 打毬 匏』朝鮮総督府中枢院 1937 年、
引用は『歴史民俗学資料叢書[第二期]第五卷 左右の民俗学』批評社 2004 年 p 180
- (18) 許飛「[注連]考-六朝小説と墓券を中心に」『中国中世文学研究』第 61 号広島大学中国中世
文学会 2012 年 p 2
- (19) 注(6) 文献 p 1072
- (20) 斎部広成撰 807 年・西宮一民校注『古語拾遺』岩波文庫 1985 年 p 22
- (21) 菅野雅雄訓読「先代旧事本紀 前篇」『歴史読本』第 53 卷 11 号別冊付録 2008 年 p 52・55
なお、本書の成立は嵐義人(「『先代旧事本紀』の成立・撰者・編纂意図」『歴史読本』第
53 卷 11 号 2008 年 p 64)に従い、大同 2 年(803)から貞観 10 年(868)の間とした。
- (22) 紀貫之作・鈴木知太郎校注『土佐日記』岩波文庫 1979 年 p 15
- (23) 注(1) 文献 p 1042
- (24) 注(1) p 1042
- (25) 秋葉隆「禁繩と注連繩」『朝鮮民族誌』六三書院 1954 年、引用は礪川全次篇『歴史民俗学
資料叢書[第二期]第五卷 左右の民俗学』批評社 2004 年 p 224
- (26) 注(25) 文献 p 218
- (27) 注(25) 文献 p 223
- (28) 注(10) 文献 p 85
- (29) 坂元一光「韓国産育民俗の一側面-男児選好の背景と変容を中心に-」『比較民俗研究』第
5 号 1992 年 p 148
- (30) 注(25) 文献 p 222
- (31) 注(25) 文献 p 222
- (32) 注(25) 文献 p 224
- (33) 守屋美都雄訳注、布目潮風・中村裕一補訂『荊楚歳時記』平凡社東洋文庫 1978 年 p 11
- (34) 東北歴史博物館編「加美郡加美町切込地区」『東北地方の信仰伝承-宮城県の年中行事-』
2005 年 p 53
- (35) 高見寛孝「盆棚」『あるじでえ』No. 2[民俗編 Part 1]東京都世田谷区教育委員会民家園係
1989 年 p 2